

水 保 第 号  
令 和 2 年 3 月 日

一般社団法人千葉県環境保全センター理事長 様

環境生活部水質保全課長

指定業者に属する中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号に  
おける浄化槽保守点検業の指定について（通知）

このことについて、令和2年3月18日付け水保第1402号により、中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号において、浄化槽保守点検業が対象業種として指定されたとお知らせしたところですが、下記のとおり、指定期間が延長となりましたので、お知らせします。

つきましては、会員等関係先への周知方、御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 セーフティネット保証5号の概要  
別紙「セーフティネット保証5号の概要」のとおり
- 2 追加指定された指定業種一覧  
別紙「セーフティネット保証5号の指定業種の追加」のとおり
- 3 指定期間  
令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）
- 4 セーフティネット保証5号の認定等に関する相談窓口  
各市町村の商工担当課等
- 5 参考ページ

【中小企業庁HP：

セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種（全国的））】

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

【経済産業省HP：新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

【千葉県HP：セーフティネット保証】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/youshiseido/chuushou/safetynethoshou.html>

## 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

### ※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5 %以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち 20 %を占める原油等の仕入価格が 20 %以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

## 2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円

保証割合：借入額の 80 %

保証料率：保証協会所定の料率（0.7～1.0 %）